平成２７年（フ）第４７号
茨城県古河市西牛谷832番地８
債務者　小林　敦子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４８号
茨城県古河市東山田2462番地６
債務者　堀越　和夫
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５２号
茨城県古河市駒込641番地５
債務者　臼倉　孝昭
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６号
千葉県館山市正木562―11　千葉ダルク南房総ハウス、住民票上の住所千葉県長生郡長生村小泉1310番地　千葉ダルク九十九里ハウス
債務者　山田　一明
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第４４６号
新潟市西区内野上新町12619番地８
債務者　古俣　政三
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４７号
新潟市西区内野上新町12619番地８
債務者　古俣　直樹
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
新潟市西区ときめき西４丁目６番地３　ベルプラーサＢ201号
債務者　佐藤富士雄
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
新潟市東区中島１丁目７－２－109　大竹方、住民票上の住所神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目９番27―107号
債務者　高橋多嘉子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
長野県松本市庄内３丁目４番37号　フレグランスコティー101号室
債務者　**唐**澤　英之（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４１２号
名古屋市東区車道町２―31―４　エトワール車道302号、住民票上の住所岐阜市美園町３丁目19番地
債務者　小森　和子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７６号
愛知県瀬戸市駒前町９番地
債務者　安藤　孔一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県岐阜市芋島４丁目30番15号　各務原インターレオパレス110号
債務者　中内　　舞
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５号
名古屋市瑞穂区洲雲町４丁目62番地の２　桜山朝日マンション111号、従前の住所名古屋市瑞穂区洲山町２丁目30番地　クインビル301号
債務者　山田　　巖
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０号
名古屋市北区川中町13番４号　メゾン川中205号
債務者　藤井　　弘
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
三重県津市高茶屋小森町1988―１　レオパレスサウスサイド109号、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字豊田一色535番地　Ｒ１―201
債務者　川本　里美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市紅葉ガ丘５番47号　メイプルヒル102
債務者　岩仲　哲夫
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2011番地　朝日プラザ加古川ヴィラージュ305号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町大野1130番地
債務者　高倉　康浩
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部